

ショートステイ 料金表 (超強化型)

★1日あたりの料金

室料差額なし (介護保険基本料金 + 加算 + 居住費 + 食費)

	1割負担 (4段階)	1割負担 (3段階②)	1割負担 (3段階①)	1割負担 (2段階)	1割負担 (生活保護)	2割負担	3割負担
要介護1	5,490円	4,224円	3,924円	3,034円	/	7,041円	8,591円
要介護2	5,574円	4,308円	4,008円	3,118円		7,209円	8,843円
要介護3	5,645円	4,379円	4,079円	3,189円		7,351円	9,055円
要介護4	5,708円	4,442円	4,142円	3,252円		7,478円	9,245円
要介護5	5,772円	4,506円	4,206円	3,316円		7,606円	9,438円

差額室料あり (介護保険基本料金 + 加算 + 居住費 + 食費 + 室料差額)

	1割負担 (4段階)	1割負担 (3段階②)	1割負担 (3段階①)	1割負担 (2段階)	1割負担 (生活保護)	2割負担	3割負担
要介護1	9,890円	8,624円	8,324円	7,434円	/	11,441円	12,991円
要介護2	9,974円	8,708円	8,408円	7,518円		11,609円	13,243円
要介護3	10,045円	8,779円	8,479円	7,589円		11,751円	13,455円
要介護4	10,108円	8,842円	8,542円	7,652円		11,878円	13,645円
要介護5	10,172円	8,906円	8,606円	7,716円		12,006円	13,838円

※上記料金は基本単位・加算・居住費・食費を含んだ料金です。処遇改善加算は含まれていません

※加算については、利用者様により算定する項目が異なる為、多少の料金の変動があります。

上記の加算は皆様該当するもののみを含めています。

※その他、健康管理費、理美容費、文書料、複写物等は実費となります。

※詳細は別紙をご覧ください。

※室料差額 (1日あたり)

費目	金額
ユニット型個室 (テレビ・冷蔵庫配置)	4,400円 (税込)

●居住費・食費 (1日あたり) ※令和6年8月1日以降

費目	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費 (ユニット型個室)	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円
食費	300円	600円	1,000円	1,300円	1,870円

食事代 1,870円 (朝食 500円、昼食 680円、夕食 620円、おやつ 70円) は1食ずつの算定となります。

★料金詳細

●介護保険施設サービス費（保険給付の利用者負担分／1日あたり）

※月ごとに料金の変動があります。ご了承ください。

① 基本型

負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割	912円	963円	1,034円	1,094円	1,151円
2割	1,823円	1,925円	2,067円	2,187円	2,302円
3割	2,734円	2,888円	3,100円	3,280円	3,453円

② 加算型（在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上60未満の場合）

基本型に対して1日につき51単位が加算されます。※在宅復帰在宅療養支援機能加算（Ⅰ）

③ 在宅強化型（在宅復帰・在宅療養支援等指標が60以上～70未満の場合）

負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割	988円	1,072円	1,143円	1,206円	1,270円
2割	1,975円	2,143円	2,285円	2,411円	2,540円
3割	2,963円	3,215円	3,427円	3,617円	3,810円

④ 超強化型（在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上の場合）

在宅強化型に対して1日につき51単位が加算されます。※在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）

※算定要件

区分	超強化型	在宅強化型	加算型	基本型
在宅復帰・在宅療養支援等の指標（最高値：90）	70以上	60以上	40以上	20以上
退所時指導等	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり
リハビリテーションマネジメント			要件あり	要件あり
地域貢献活動			要件あり	要件なし
充実したリハビリテーション			要件なし	

※在宅復帰・在宅療養支援などの指標

①在宅復帰率	50%超 : 20	30%超 : 10	30%以下 : 0
②ベッド回転率	10%以上 : 20	5%以上 : 10	5%未満 : 0
③入所前後訪問指導割合	35%以上 : 10	15%以上 : 5	15%未満 : 0
④退所前後訪問指導割合	35%以上 : 10	15%以上 : 5	15%未満 : 0
⑤居宅サービス実施数	3サービス : 5	2サービス (訪問リハ含む) : 3	2サービス : 1
⑥リハ専門職の配置割合	5以上 (PT,OT,STいずれも配置) : 5	5以上 : 3	3以上 : 2
⑦支援相談員の配置割合	3以上 (社会福祉士の配置あり) : 5	3以上 (社会福祉士の配置なし) : 3	2以上 : 1
⑧要介護4又は5の割合	50%以上 : 5	35%以上 : 3	35%未満 : 0
⑨喀痰吸引の実施割合	10%以上 : 5	5%以上 : 3	5%未満 : 0
⑩経管栄養の実施割合	10%以上 : 5	5%以上 : 3	5%未満 : 0

●居住費・食費（1日あたり） ※令和6年8月1日以降

費目	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費 (ユニット型個室)	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円
食費	300円	600円	1,000円	1,300円	1,870円

食事代 1,870円 (朝食 500円、昼食 680円、夕食 620円、おやつ 70円) は1食ずつの算定となります。

※居室と食事に係る費用について、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載された負担限度額となります。

※入所時間や退所時間の変更、外出等で、食事をキャンセルする場合は、サービス利用日の前日 10 時までに事業者まで申し出てください。10 時までに申し出のない場合は、いかなる理由であっても翌日の 3 食分 (外出の場合はその時間帯の食事分) の金額をお支払いいただきます。

●特別な室料 (1日)

費目	金額
ユニット型個室 (テレビ・冷蔵庫配置)	4,400円 (税込)

※居住費とは別にお支払いいただきます。尚、外泊時にも室料をいただくこととなります。

●加算利用料

費目		負担割合			内容の説明
		1割	2割	3割	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日	24円	48円	72円	以下のいずれかに該当する場合、加算されます。 ①介護福祉士の占める割合が80%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士が35%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日	20円	40円	59円	介護福祉士が60%以上配置されている場合、加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日	7円	13円	20円	以下のいずれかに該当する場合、加算されます。 ①介護福祉士の占める割合が50%以上 ②常勤職員の占める割合が75%以上 ③勤続7年以上の職員が30%以上
夜勤職員配置加算	1日	27円	53円	79円	基準以上の夜勤職員を配置している場合、加算されます。
個別リハビリテーション実施加算	1回	262円	524円	785円	理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が1日20分以上の個別リハビリテーションを実施した場合、加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	1日	56円	112円	167円	在宅復帰・在宅療養支援等の指標が40以上である場合、加算されます。（加算型）
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	1日	56円	112円	167円	在宅復帰・在宅療養支援等の指標が70以上である場合、加算されます。（超強化型）
送迎加算	1回	201円	402円	602円	利用者自宅から、当事業所までの送迎を、行き、帰りに行った場合、加算されます。
重度療養管理加算	1日	131円	262円	393円	要介護4又は要介護5の利用者で、別に厚生労働大臣が定める状態（常時頻回の喀痰吸引、胃瘻、人工腎臓、呼吸器、ストーマ、褥瘡処置など）にある利用者に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合、加算されます。
療養食加算	1食	9円	18円	27円	医師の発行する食事せんに基づき、療養食を提供した場合に加算されます。
緊急時治療管理加算	1日	565円	1,130円	1,694円	緊急医療の必要時、施設で応急的な治療管理を行った場合、加算されます。（1月1回3日を限度）
特定治療	やむを得ない事情により施設で行われた特定の処置や手術等について、診療報酬に準じて算定されます。				
緊急時短期入所受入加算	1日	99円	197円	295円	利用者の状態や家族の事情により、介護支援専門員が、短期入所療養介護を受ける必要があると認めて、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行っている場合に、7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として加算されます。

若年性認知症利用者受入加算	1日	131円	262円	393円	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行なった場合、加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日	218円	436円	654円	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、利用を開始した日から起算して7日を限度として、加算されます。
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日	4円	7円	10円	入所者の総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が2分の1以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を修了しているものを、利用者の数が20人未満である場合は1以上、利用者の人数が20人以上である場合は、1に、利用者の人数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症のケアを実施。他の職員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催した場合、加算されます。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日	5円	9円	13円	認知症の介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施。施設における介護職員・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定している場合、加算されます。
口腔連携強化加算	1回	55円	109円	164円	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り加算します。事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表に掲げる歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めます。
総合医学管理加算	1日	300円	600円	900円	治療管理を目的とし、以下の基準に従い、指定短期療養介護を行った場合に、10日を限度として加算されます。（緊急時施設療養費を算定した日は算定しない） ・診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。 ・診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、

					<p>検査、注射、処置等の内容を診療録に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	1 か月	109 円	218 円	327 円	<p>次の要件に適合する場合において、加算されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担を(いわゆる介護助手の活用等)の取組を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1 か月	11 円	22 円	33 円	<p>次の要件に適合する場合において、加算されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジー1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (日帰りショート)	3 時間～ 4 時間	724 円	1,448 円	2,172 円	<p>在宅において生活しており、難病等を有する重度者又はがん末期の利用者に対してサービスを提供した場合、加算されます。</p>
	4 時間～ 6 時間	1011 円	2,021 円	3,032 円	
	6 時間～ 8 時間	1,413 円	2,826 円	4,238 円	

●処遇改善加算について ※令和6年6月1日以降

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されます。

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1か月において算定した総単位数×75/1000×10.9円が加算されます。 (利用者負担は1割または2割または3割)
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1か月において算定した総単位数×71/1000×10.9円が加算されます。 (利用者負担は1割または2割または3割)

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

◆その他の利用料

費目	金額	適用
行事費	実費	観劇、映画鑑賞等の費用で、参加された場合にお支払いいただけます。
健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種等に係る費用で、希望により実施された場合にお支払いいただけます。
文書料	3,300円(税込)	診断料などの文書を発行した場合にお支払いいただけます。その他内容に応じて、料金をいただく場合があります。
複写物	白黒：10円(税込) / 1枚 カラー：50円(税込) / 1枚	介護記録の開示請求等の際に枚数に応じて、お支払いいただけます。
日常生活費	1日85円(税込)	施設サービスの提供において供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる経費であって入所者等に負担させることが適当と認められるもの。
理美容代	実費	利用希望された場合に実費をお支払いいただけます。
嗜好品費	1日35円(税込)	嗜好飲料の提供を希望される場合にお支払いいただけます。
教養娯楽費	1回500円(税込)	クラブ活動への参加を希望される場合にお支払いいただけます。